

## 出版権設定契約書（案）

著作者宮崎県（以下「甲」という。）と出版者（以下「乙」という。）  
は、下記の著作物を書籍として出版することについて、次のとおり契約する。

著作物の名称（書名） 令和7年版宮崎県民手帳

### （出版権の設定）

- 第1条 甲は、標記の著作物（以下「この著作物」という。）の出版権を乙に対して設定する。
- 2 前項の出版権の設定により、乙は、この著作物の複製及び頒布の権利を占有する。
- 3 甲は、乙がこの著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

### （出版の責任）

第2条 乙は、この著作物の複製及び頒布の責任を負う。

### （出版権の存続期間）

第3条 第1条により設定された乙の出版権は、第16条に定めるこの契約の有効期間中に存続する。

### （排他的使用）

第4条 甲は、この契約の有効期間中に、この著作物の全部又は一部を転載し、若しくは出版せず、又は他人に転載させ、若しくは出版させない。

### （販売開始の期日）

- 第5条 乙は、この著作物を令和6年10月31日までに販売開始する。
- 2 やむを得ない事情があるときは、甲乙協議の上、前項の期日を変更することができる。

### （内容の責任）

- 第6条 甲は、この著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。ただし、甲が別に定める令和7年版宮崎県民手帳製作仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて乙が作成する原稿の内容については、乙がこれを保証する。
- 2 この著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果、甲、乙又は第三者に対して損害を与えた場合は、前項に定める範囲に従い、甲乙それぞれがその責任を負う。

### （校正の責任）

第7条 この著作物の校正に関しては、仕様書のとおりとする。ただし、甲は、乙に校正を委任することができる。

(費用の分担)

- 第8条 この著作物の著作に要する費用は仕様書のとおりとし、製作・販売・宣伝に要する費用は乙の負担とする。
- 2 甲の指示する修正によって、通常の費用を超えた場合は、その超過額は甲の負担とする。ただし、甲の負担額及び支払方法は、甲乙協議の上決定する。

(著作者人格権の尊重)

- 第9条 乙が出版に適するようこの著作物の内容・表現又はその書名・題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

(増刷の通知義務等)

- 第10条 乙は、この著作物を増刷するに際して、あらかじめ著作者にその旨を通知する。
- 2 乙は著作者から修正増減の申入れがあれば、甲と協議の上これを行う。

(贈呈部数等)

- 第11条 乙は、初版第1刷の際に5部、増刷の都度1部を甲に贈呈する。

(著作権使用料等)

- 第12条 乙は、甲に対して、次のとおりこの著作物の著作権使用料を支払う。
- 著作権使用料・・・発行部数1部ごとに〇〇,〇〇円
- 支払方法・・・・・・著作権使用料(消費税相当額を含む。)は、甲の発行する納入通知書により、乙が前条の規定により贈呈した日から起算して60日以内の甲が定める支払期日までにその指定する場所において支払う。
- 2 乙が、前項の著作権使用料を納付期限の日までに納付しないときは、当該使用料の金額に対して、乙はその納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合により算定した額を延滞金(100円未満の場合を除く。)として甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、納本・贈呈・宣伝等に使用する部数及び流通過程で破損等により廃棄した部数について、著作権使用料を免除する。
- 4 この著作物に売れ残りが生じた場合においては、乙は、甲に対し、返金を求めることはできない。

(発行部数の報告等)

- 第13条 乙は、この著作物の発行部数を証するため、甲に対し製本の都度その部数を報告する。甲の申出があった場合には、乙はその証拠となる書類の閲覧に応じる。

(出版権消滅後の頒布)

- 第14条 乙は、第12条の規定により著作権使用料を支払うことを条件に、出版権消滅後もこの著作物の在庫を頒布することができる。

(契約の解除)

- 第15条 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書

面により契約の履行を催告の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(4) 乙の役員等（乙の役員又は支社若しくは営業所の代表をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

3 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（契約の有効期間）

第16条 この契約の有効期間は、契約の日から初版発行まで、及び初版発行後満1年間とする。

（管轄裁判所）

第17条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、宮崎地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第18条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、協議が整わないときは、甲の解釈による。

（その他遵守事項）

第19条 乙は、出版権設定契約を締結するに当たり、令和7年版宮崎県民手帳製作販売業務実施要項に定める内容を遵守するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 宮崎県  
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙 住所  
氏名